

昭和 25 年

分	款	項	目	節
類	A	6	2	3
保 存	永 年 保 存		昭和 年 月まで保存	

件 名

談会々談録

冊 の 号

談会 課

昭和 25 年

款 A

項 6

目 2

節 0

件 名

談

会

々

談

録

冊の 号

昭和

年 月

まで保存

登録 番号

第 号

談 課

(保存文書背表紙)

乙

卷之三
易

昭和二十五年福生町議会口談録

一 昭和二十五年二月二十日福生町議会定例会を福生町役場に招集する。

一 應招議員右の通り。

第一番 並水 小松

第十六番 高橋 三郎

第四番 田村 繁太郎

第十七番 田村 宇一

第五番 横田 壽男

第十八番 森田 幸義

第六番 天野 由三

第十九番 森田 誠重

第八番 高橋 角藏

第二十番 羽村 栄吉

第十三番 高水 藤太郎

第二十三番 平井 知五郎

第十三番 設楽 美和

第二十六番 田村 利一

一 会議の事件右の通り。

第一 公安委員会使命の同意について

第二 公安劣悪生命の同意に付て

第三 第三の学校設置に付て

第四 第三の学校設置推進委員会設置に付て

第五 第二の学校設置推進に付て

第六 昭和五年度福生町歳入歳出追加更正予算

一 議長(副議長平井初五郎)二百三十九号二時四十五分閉会を宣す

一 地方法第三十五條の規定により議長の諸君によう出席の有無の通り

議長 岸 徳太郎

副議長 齋藤吉太郎

副議長 川 篠金吉

一 本日の書記の通り

書記 内 田 勇

議長 大 塚 忠 一

副議長 佐 藤 三 郎

一 議長(副議長平井初五郎)二百三十九号二時四十五分閉会を宣す

一 出席議員の通り

並木 小 松 田村 義太郎 横田 壽昭 天 野 由 三

高橋 角 素 高水 藤太郎 設楽 美 知 高橋 三 郎

田村 宇 一 森田 幸 素 森田 誠 重 羽 村 栄 吉

平井 初五郎 田村 利 一

一 議長(副議長平井初五郎)本日の会期を一日とする事を宣す

日程第一(議案第五号)公安劣悪生命の同意に付て

一 議長(副議長平井初五郎)本件を議題とし第二議会を開く事を告げる

書記 朗 読

尚資金の途を説明しよう

一、校長(岸徳次郎) 第三の学校新設については莫大な金額を要するが、町の勢力をあげて行かなければ実行不可能であるが、此の件は第三の学校設置を議決し、校制改正等もその前に研究した。

一、第十番(森田幸義) 資金の問題は大きなことであるが、現在の二部散校の状況から増築新築の必要が出たのであり、議決しよう(要案委員会による逐次増築を行こう)といふ。

一、議長(副議長平井初五郎) 本件については異議がなければ、会議に諮り、全会一致につき、本委員会に決する。

同日午後二時

日程第四(議案第四号) 第三の学校設置推進委員会の設置について

一、議長(副議長平井初五郎) 本件を議題とし、第一読会を命じ、日を告げる。

書記 朗読

一、校長(岸徳次郎) 前案に於て第三の学校設置を議決したのにより、設置委員会を組織した。

一、第十番(森田幸義) 一般町民から見た加えたらどうか。

一、校長(岸徳次郎) 此の組織を議決するに其の間に於て一般の意見を聴く。

一、第十番(森田幸義) 立案することから一般の意見をたかきせたらどうか。

一、第十番(下野由三) 財政教育以外の件も長をたかたい。

一、第十番(森田幸義) 議案以外からたかきせたい。

一、議長(副議長平井初五郎) 外に異議はないか。

一、第十番(飯島美和) 重大な問題であるから、学識経験者も二三人たかきせたい。

一、第四番(田村次郎) 案を作るのであつて決定的なものではないから、其の間に於て意見をたかきたい。

一、第十番(森田幸義) 原案が一番たい切なものであるから、いかに代表的な適任者のたかきようをたかきたい。

一、第十番(高橋南義) 学識経験者もたかきせたい。

一、校長(岸徳次郎) 経験者その他の方からは既に聴取等によつて行きたう。

一、議長(副議長平井初五郎) 本件については異議がなければ、議決する。

一、議長(副議長平井初五郎) 本件については異議がなければ、議決する。

約程第五(鐵道部告示) 的物主當意爲主所運來保險費人裁出這如要下再算。

下義長(訓義長)井部(木井)義殿と云ふ一讀余を聞て有る所なり

日程第五(詩集第五) 第三の孝悌の庭旅張について

一、議長(副議長并初五郎) 本件を議題とし第一読会を命じらるるを告げらる

書記朗誦

一町長(岸傳右郎)第1号校舎拡張の件については以前から話が出ていたが、仲々進まず、先般交渉の結果、話がつかないままの通り、断片的になつて来たので、授業した次第である。

此の費用概算十二万四千である。

一、第十六番(森田幸業)四井寺一區は河故石川の所に移転なりや

一、即役（者、藤吉太郎）野宮宗太郎の所有畫物であるが、このようになつたのは、
 當時の畫物は、
 である。

一、第十八番(藤田幸義)敷地の問題は農地生業会に提出されていると思いますが、

一、即後（著藤孝太郎）各耕作者と交渉中であるが、大伴諒解を乞う。

一、葉八番（森田幸義）正式に農地安否会に提出し決定せられたいと思ふ。い作人の諒解がつけば

善き旨いと思ふが、野々子、名にあつて二部の人の困るをあら、二部の所によりにせむらいたい

強制的にしなければ

一、脚役(若藤吉太郎) 今、内殿が起るとはなして、言ひてゐる。

一、第五(平野中三)に張したる築造地にするといふ、殊なことはないや、

一、第一番（高橋南雲）前議及當時からの問題であり、構成員である。

一、議長(副議長平井五郎)異議がないか、答へを合議に諮る。全会一致で付原案通り決定。

するを告げ

曰怪第六(案第六号)

昭平西度福生歲入歲出追加銀一百兩

議事と議決の一段の協力を願ふものである。

一、第五番(高水藤太郎)の土地を出自議決とし、現在まで相当数の者が賛否を要するところからその他の者は未合といふものと見るべきである。

一、第六番(森田幸義)は陳で醫師にかゝるに異いとなふが、その様なことがあるか。

一、第七番(横田壽雄)は今の所、賛否つていふかも知れないが、現在では全部とならば陳陳であるから差別するにほやいと云ふ、尚賛否を陳に棄するものは現金にしろる旨を醫師と云ふこととする。

一、第八番(設楽美和)は賛否は陳にしろるが、どうしてか。

一、第九番(斎藤孝太郎)は醫師の同意を得るにあらうとするが、それによるより仕方がない。

一、第十番(田村福一)は原案通り異議なし。

一、議長(副議長平井初五郎)第五番説にのりて合議に諸金全一段につき原案通り決する旨を告げたる。

一、第六番(田村利一)は警務局長とて昨午十月十六日の議決に於て追加修正の議決に於て警務費の増減を金増減の事として実施にのりてをめぐり合議に於ては否を三回再三討論し、斎藤美和の賛否を以て、副議長の設置中身を認めたる。外に於ては否の公入れとし、田村福一に落れた旨を報告す。

一、合議録署名の議決選舉

一、議長(副議長平井初五郎)着る議決選舉は指名推薦により指名者を議長としたい旨を合議に認め、金全

異議がない旨を推薦するに決する旨を告げたる。者を指名し、各毎に合議に認め、異議

なしと決す。

並木小松 田村孝太郎 横田壽雄

一、議長(副議長平井初五郎)合議を閉する旨を告げたる。

一、議長(副議長平井初五郎)本議決を閉会する旨を告げたる。

午後四時二十分